

基本理念

ひとりひとりが幸せな社会の実現に向けて

～多様性を認め合い、個性と能力を発揮できる
豊かで活力ある社会をめざそう～

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会とジェンダー平等を実現するための環境づくり

町民一人ひとりが、性別にとらわれず多様な生き方を認め合い、それぞれの個性や能力を十分に発揮できる社会を目指し、ジェンダー平等や性の多様性など、近年関心の高まる内容を含めた意識啓発や広報活動、男女共同参画の視点を大切にした教育・保育を行うなど、男女共同参画とジェンダー平等を実現するための環境づくりを推進します。

基本方針1 性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消

性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けて、若い世代から高齢者までさまざまな世代の町民に対し、多様な媒体や機会を活用した情報発信と意識啓発を行います。

- ① あらゆる人や場面向けた男女共同参画意識の啓発 **重点**
- 主な事業
- 男女共同参画に関する講座の開催等
 - 町職員向け男女共同参画研修の実施
 - 男女共同参画関連図書の企画展の開催

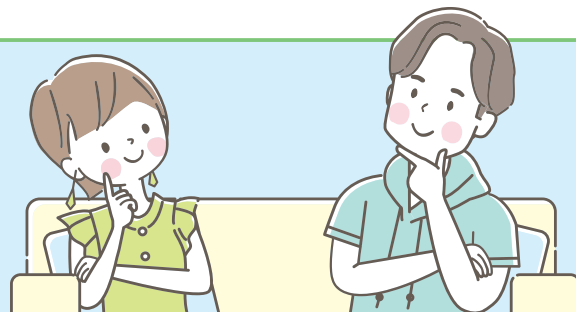
- ② 男女共同参画に関する情報収集と発信
- 主な事業
- 男女共同参画に関する調査等
 - 広報紙やホームページ、SNS等を活用した情報発信

基本方針2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

教育・学習の場において、性別にとらわれず一人ひとりの個性と能力を大切に、男女共同参画の視点に立った教育・保育を推進するとともに、教職員等への啓発、家庭や地域における男女共同参画に関する教育の充実を図ります。

- ③ 教育・保育における男女共同参画の推進
- 主な事業
- 保育士への意識啓発
 - 教職員への意識啓発
 - 人権教育・道徳教育の充実
 - 個を生かしたキャリア教育の推進

- ④ 家庭や地域における学習機会の充実
- 主な事業
- ウェルカムベビークラスの開催
 - 男女共同参画に関する生涯学習講座の開催



基本目標Ⅱ あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり

【女性活躍推進計画を含む】

男女共同参画社会の実現に向けては、政策や方針決定過程やさまざまな活動において男女が対等な立場でともに参画し、多様な視点が反映されることが重要となります。

町政や事業所における活動だけでなく、地域活動や農業分野を含め、あらゆる意思決定の場における女性の参画促進と女性の活躍に向けた取組を推進します。

また、すべての人が働きやすく、家庭生活等と仕事を両立できる環境を整えるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた子育て・介護サービスの充実や、男女がともに子育て・介護を担うための積極的な情報発信など、性別にかかわらず男女がともに活躍できる社会づくりを推進します。

基本方針3 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- 町政における意思決定過程に多様な視点を反映することができるよう、町職員における管理職や審議会等の委員において男女比に偏りが生じないように、積極的な女性の登用を行います。
- ⑤ 町政における女性の参画・登用の促進 **重点**
- 主な事業
- 町職員における女性管理職の登用促進
 - 審議会等への女性の登用の促進

基本方針4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

誰もが自らの希望に応じた働き方を選択し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭や地域生活との両立）が実現できるよう、男女がともに働きやすい職場環境の実現に向けて、仕事と家庭の両立支援制度や労働時間の短縮や柔軟な勤務制度導入など、関係機関との連携による事業主への情報提供・啓発や働きかけを行います。

また、働きながら安心して出産・子育て、家族の介護等が行えるよう、多様なニーズに対応した保育・介護サービスの提供を推進します。

- ⑦ 仕事と育児・介護等の両立支援の充実
- 主な事業
- 介護サービス関連情報提供の充実
 - 認知症総合支援（認知症サポーター養成講座の開催）
 - 障害のある子どもの放課後等の居場所づくり
 - 子育て支援サービスの充実
 - 保育サービスの充実
 - 児童クラブの充実

- ⑧ 男性の家事・育児・介護等への参画の促進 **重点**
- 主な事業
- 町男性職員の育児休業の取得促進
 - 男性の家事等への参画の理解の促進
 - 家族介護者への支援
 - 父子健康手帳の交付
 - ウェルカムベビークラスへの父親の参加促進

基本方針5 あらゆる分野での男女共同参画・女性活躍の推進

女性がライフプランに応じた働き方を実現することができるよう、就業や再就職等に関する相談支援からキャリア形成に向けた支援を行うことで、女性のチャレンジを支援します。

自営の商工業や農業においては、女性が経営や方針決定過程に参画し、担い手として十分に評価されるよう、就業条件の整備や就業環境のパートナーシップの確立について働きかけを行います。

地域の実情に応じてあらゆる世代が地域活動に関わることができるよう、取組を支援します。

- ⑨ 女性のチャレンジ支援 **重点**
- 主な事業
- 女性の就業に向けた講座等の開催
 - 就労を希望する女性への就職支援

- ⑩ 自営業や農業における男女共同参画の推進
- 主な事業
- 家族経営協定、就業規定等の締結等の支援
 - 創業の支援

⑪ 地域活動における男女共同参画の推進

- 主な事業
- 地域コミュニティ活動団体への支援
 - 地域活動への紹介や広報啓発の実施
 - ボランティア活動の強化と促進
 - シニア世代の地域活動と社会参加の促進

基本目標Ⅲ 一人ひとりの人権が尊重され、安全・安心に暮らせるまちづくり

【DV防止基本計画を含む】

配偶者等に対する暴力（DV）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、DVを含むあらゆる暴力の根絶は、男女共同参画社会の実現において克服すべき重要な課題です。各種のハラスメント含め、暴力の根絶に向けた意識啓発と正しい知識の普及に努めるとともに、実際に被害を受けた人が安心して相談でき、必要な支援を受けられるよう、相談支援体制の充実に取り組みます。

あわせて、町民の生命を守る防災活動における男女共同参画の推進、生涯にわたる健康づくり、妊娠や出産・子育てへの切れ目のない支援を行うとともに、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭等への支援を通じ、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が安全・安心に暮らすことのできるまちづくりを推進します。

基本方針6 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

- DV防止対策については、被害者・加害者にならないための啓発に努めるとともに、DV被害が深刻化する前に支援につなぐことができるよう、相談窓口を周知するとともに、関係機関と連携した相談体制の充実をはじめ、被害者の保護・自立に向けた支援を行います。合わせて、セクシュアル・ハラスメントをはじめ、パワー・ハラスメントなどの各種ハラスメントの防止に向けた情報提供や安心して相談できる体制づくりに努めます。
- ⑫ 人権尊重と暴力防止の意識づくり
- 主な事業
- 人権尊重の意識づくり
 - DVに関する啓発
 - 若年層へのデートDVに関する意識啓発
 - 児童虐待防止に関する啓発

- ⑬ DV・児童虐待等の被害者に向けた相談・支援体制の充実 **重点**
- 主な事業
- 相談窓口の充実
 - 職員の相談技術の向上
 - DV被害者の緊急避難支援
 - 関係機関との連携
 - DV・児童虐待等相談支援体制の強化

- ⑭ ハラスメント防止対策の推進
- 主な事業
- 町職員への各種ハラスメント防止に関する啓発・研修
 - 事業所への各種ハラスメント防止に関する情報提供
 - 学校におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止

基本方針7 防災分野における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点に立った防災体制を整備するため、防災の方針決定の場である防災会議や避難所運営・自主防災活動における女性の参画を促進します。

⑮ 男女共同参画の視点を活かした防災対策の推進

主な事業

- 防災分野への女性の参画
- 避難所運営における男女共同参画の促進

基本方針8 生涯を通じた健康づくりに向けた支援

心身の大きな変化が生じる若い世代に向けた健康教育やそれぞれの性に特有のがん予防に向けた各種の取組の推進により、生涯を通じた健康づくりを支援します。また、妊娠・出産・子育て期までの切れ目のない母子保健・子育て支援サービスの充実により、安心して妊娠・出産できる環境づくりを推進します。

- ⑯ 生涯にわたる性差に応じた健康への支援
- 主な事業
- 思春期教育の実施
 - HPVワクチンの接種勧奨
 - 女性特有のがん予防に向けた健康支援
 - 性差に応じた健康支援の推進

- ⑰ 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援
- 主な事業
- 産後ケア事業の推進
 - 母子の健康管理の実施
 - 妊活サポート事業の推進

基本方針9 誰もが安心していきいきと暮らせる環境の整備

ひとり親家庭、高齢や障害、性的指向・性自認に関すること等を理由により困難を抱える方が、生涯を通じて安心した生活を送ることができるように環境づくりを推進します。また、外国人住民に対し、わかりやすい情報提供や交流機会の創出など、多文化共生を推進し、多様性を認め合うことのできる社会の実現を目指します。

- ⑱ ひとり親家庭への支援
- 主な事業
- ひとり親家庭に対する就労支援・各種支援の周知

- ⑲ 高齢者、障害のある人、外国人等への支援 **重点**
- 主な事業
- 元気☆はつらつ運動教室の開催
 - 障害のある子どもの療育体制の充実
 - 児童発達支援センターの整備
 - 障害のある人の就労・社会参加機会の充実
 - 基幹相談支援センターの運営
 - 外国人住民への情報提供
 - LGBTに対する理解の促進

基本目標Ⅳ 計画の推進

本計画の推進に向けて、すべての人や組織が男女共同参画社会の実現に向けた共通の認識を持ち、さまざまな立場から取組を展開できるよう、町、町民、事業者及び民間団体等との連携を強化するとともに、計画の推進にあたっては、国・県や近隣市町村との協力・協働を推進します。

基本方針10 推進体制の充実

男女共同参画社会の実現は、行政の取組だけで達成できるものではないため、町民をはじめ、町内の事業者や関連団体等との連携や協働により本計画の取組を推進していきます。

- ⑳ 庁内推進体制の強化
- 主な事業
- 計画の進捗管理
- ㉑ 町民や企業・団体との連携
- 主な事業
- 男女共同参画推進会議への町民や企業・団体の参画

- ㉒ 国・県・近隣市町等との連携
- 主な事業
- 国・県・他市町村との連携
- また、学識経験者や町民等から構成される「横芝光町男女共同参画推進会議」を設置し、施策の評価と充実に努めます。さらに、国や県、近隣市町等の取組の動向を十分に踏まえ、連携して本計画を推進していきます。

指標

指標名	実績値 2022(令和4)年度	目標値 2028(令和10)年度
固定的な性別役割分担意識に否定的な意見をもつ人の割合	男性 55.1% 女性 69.8%	男性 70% 女性 80%
思いやりの気持ちを持って友達に接しているかについて、『そう思う*』と回答した児童・生徒の割合(『そう思う』と『ややそう思う』の合計)	小学生 96.2% 中学生 98.7%	小学生 98%以上 中学生 98%以上
女性管理職員*(行政職)の割合 ※副課長、主幹級以上	8.16%	30%
各種審議会などの女性委員の割合	19.4%	40%
男性職員の育児休業取得率	0%	85%
家族経営協定新規締結数(計画期間累計)	—	5件
自治会長における女性の割合	3.4%(3人/89人)	10%
DVを経験した人のうち受けた行為について相談した人の割合	33.3%	50%
地域防災会議における女性委員の割合	17.9%(5人/28人)	30%
女性特有のがん検診受診率	乳がん 44.6% 子宮頸がん 33.7%	40%以上
男女共同参画に対する住民満足度 (『満足』や『普通』の増加、『不満』の減少)	78.6%	80%以上